



京都医労連は **ノーリフティングケア** をすすめています。

ノーリフティングケアとは

介護される側・する側双方において安全で安心な、抱えあげない・持ちあげない・引きずらないケアをノーリフティングケアと呼びます。安全で安心な看護・介護を提供するには、身体の間違った使い方を無くし、対象者の状態に合わせて福祉用具を有効に活用し取り組むことも必要です。ノーリフティングケアは福祉用具を使うことが目的ではなく、双方の健康的な生活を保障できるケアを実践することが目的です。

厚生労働省は「職場における腰痛予防対策指針」を19年ぶりに改訂しました(2013)。その中では「人力による人の抱えあげは行わせない」としてリフトやスライディングシートなどの福祉機器の活用を促しています。また福祉・医療分野における腰痛の労災が増加していることからその分野での対策を重視しています。

※「行わせない」とあるように、求められるのは管理の体制です。組織においてルールとして取り組みを進める必要があります。

◇皆さんの職場ではノーリフティングケアは進んでいますか？

◇労災にはなっていないけれど腰痛持ちの人多くないですか？

◇あなたは腰痛ベルトをして仕事していませんか？

一緒にノーリフティングケアを広めていきましょう！

腰痛のない職場を作っていきましょう！



今後ノーリフティングケアについて、このニュースでお知らせしていく予定です。